

合葬墓が完成しました



家族や親族によるお墓の継承や管理に不安のある方、経済的な事情からお墓を持たない方などに対し、埋蔵（お墓に遺骨を納めること）方法の選択肢を広げることを目的として、上ノ国町葬斎場横で建設工事を進めておりました上ノ国町合葬墓が完成しました。

（令和6年10月1日供用開始）

※合葬墓は町が管理しますが、永代供養を目的としたものではありません。

◎申請から納骨までの流れ

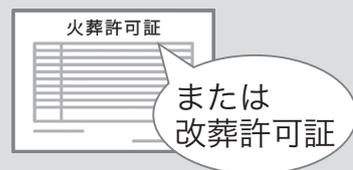
①使用申請資格の確認

合葬墓を使用するにあたり、事前に使用申請者の資格に該当することを確認します。



②火葬許可証・改葬許可証の取得

改葬以外の場合は火葬許可証、改葬^(※1)の場合は改葬許可証の交付を受けてください。



③申請

合葬墓使用許可申請書を記入し、必要書類を添付して役場に提出してください。



④申請書の審査

申請内容に疑義が生じた場合は、追加書類の要求または直接聞き取りをすることがあります。



⑤許可証・納入通知書の交付

合葬墓使用許可証と使用料の納入通知書が交付されます。（使用料は納期限までにお支払いください。）



⑥納骨

納骨は、職員立ち会いのもとで使用者（ご親族など）が行います。



※1 改葬とは、お墓に埋蔵または納骨堂に収蔵されている焼骨を別のお墓または納骨堂に移すことです。